

ちばけん

障害者社会参加推進センターだより

発行・編集 千葉県障害者社会参加推進センター

第 25 号

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県身体障害者福祉協会内
TEL 043-245-1571・FAX 043-245-1578 E-mail: bcg03245@nifty.com
<http://chibashinsyoukyou.style.coocan.jp/>



ちば障害者等用駐車区画利用証制度

ちば障害者等用駐車区画利用証制度とは

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を必要とする、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に利用証を交付することにより、同区画の適正利用を図る制度です。

一般的には「パーキング・パーミット制度」という名称で普及しており、令和 3 年 4 月 1 日時点で 39 府県 4 市で導入が進んでいます。

千葉県では、令和 3 年 7 月 1 日（木曜日）から所定の窓口にて利用証の申請受付を開始します。

障害者等用駐車区画とは



車いす使用者優先駐車区画



おもいやり駐車区画



施設の出入口近くに設けられ、車いす使用者等が乗降できるように幅が広く(3.5m 以上)確保されている駐車区画です。車いすの国際シンボルマークが表示され、バリアフリー法や千葉県福祉のまちづくり条例で設置が求められています。

利用証を使用できる場所

利用証を使用できる対象駐車区画は 2 種類あります。それぞれ、駐車区画の近くに設置された看板や路面ステッカー等により、上記のマークで表示しています。

[出典:千葉県ホームページ]



利用証が できました。



車いすマークのある駐車場を
優先的に利用できます

歩行が困難な方が対象です

障害のある方、要介護者、
難病患者、妊産婦、けが人
などへ利用証を交付します。

ここで利用できます



交付を希望される方は、県または
お住まいの市町村へご相談ください

《お問い合わせ》
千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課
TEL 043-223-3924
(平日 8:30~17:00)



利用証の申請方法や対象者など、詳しくは県HPへ

千葉県 障害者 駐車場



[出典:千葉県ホームページ]

対象駐車区画

対象駐車区画には2種類あります。それぞれ、駐車場の路面や付近に看板やステッカー等を掲示し、下記マークで表しています。



1. 障害者等用駐車区画

車いすをお使いの方が車を乗り降りできるように、一般の駐車区画より幅が広く設けられています。



2. 思いやり駐車区画

建物の出入口付近に設けられている、一般幅の駐車区画です。
高齢者や妊産婦の方など、幅が広い駐車区画を必要としない方は、できるだけこちらをご利用ください。

利用証の使い方

- 対象の駐車区画に駐車するときは、ルームミラーに利用証をかけるなど、車外から見えるように掲示してください。
- この利用証は、対象の駐車区画に必ず駐車できることを保証するものではありません。他の対象者が駐車しているなど、利用できない場合もあることをあらかじめご了解ください。
- この利用証は、対象となる人が運転又は同乗している車両が対象の駐車区画に駐車する場合にのみ利用できます。

利用証の種類

利用証には2種類あります。



1. 無期限の利用証

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者等が対象です。



2. 有期限の利用証

妊産婦、けが人等が対象です。

利用証の申請方法

- 申請先
 - 窓口による申請(原則即日交付)：お住まいの市町村窓口
 - 郵送による申請(約2週間程度)：千葉県健康福祉指導課
- 申請者
 - 本人または代理人
- 必要書類
 - 利用証交付申請書
 - 下記に記載の申請に必要な書類
 - 代理人の本人確認書類（代理人申請の場合のみ）

利用証の交付対象者・有効期限

区分	交付基準	申請に必要な書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	無期限（対象者としての基準に該当しなくなるまで）	
	聴覚障害	3級以上		
	平衡機能障害	5級以上		
	肢体不自由	上肢		2級以上
		下肢		6級以上
		体幹		5級以上
	脳原性運動機能障害	上肢機能 移動機能		2級以上 6級以上
内部障害（免疫機能障害を含む）	4級以上			
知的障害者	療育手帳の障害程度の欄がAの2以上の者	療育手帳		
精神障害者	精神障害者保健福祉 手帳の障害区分が1級の者	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者	特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である者	介護保険被保険者証		
妊産婦	妊娠7箇月～出産予定日から1年の者	母子健康手帳	妊娠7箇月～出産予定日から1年（出産後は乳児と同伴の場合に限る）	
けが人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書（保険証、運転免許証等）	必要と認める期間（原則1年以内）	

申請先の確認・申請書の入手

申請先の確認や、申請様式のダウンロードは、千葉県ホームページ（下記QRコード）をご覧ください。



または

千葉県 障害者 駐車場



お問い合わせ

利用証に関する相談やお問い合わせは、下記へご連絡をお願いします。

千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課
TEL 043-223-3924
(平日 8:30~17:00)

千葉県障害者社会参加推進センターについて

千葉県障害者社会参加推進センターは、障害の有無にかかわらず、誰もが、家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、関係団体、関係機関の協力のもと、障害者の地域における自立生活と社会参加をめざしています。

【構成団体】

《社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉協会》

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター1F

TEL043 (245) 1746 FAX043 (245) 1578 Eメール bcg03245@nifty.com

《公益財団法人 千葉県肢体不自由児協会》

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3F

TEL043 (245) 1732 FAX043 (245) 1742 Eメール chiba-sikyoku@nifty.com

《社会福祉法人 千葉県視覚障害者福祉協会》

〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3 視覚障害者総合支援センターちば

TEL043 (421) 5199 FAX043 (421) 5179 Eメール jimukyoku-chibaken@tisikyoku.jp

《社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会》

〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12 千葉聴覚障害者センター

TEL043 (308) 6372 FAX043 (308) 5562 Eメール chibadeaf@deaf.or.jp

《公益社団法人日本オストミー協会千葉県支部千葉県オストミー協会》

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3F (月・火・金曜日 午前 10 時～午後 4 時)

TEL043 (309) 7571 FAX043 (309) 7572 Eメール chiba-m@violin.ocn.ne.jp

《千葉県喉摘者団体京葉喉友会》

〒270-0176 流山市加 1-5-1 サウスコート 1-312 川波俊彦方

TEL04 (7159) 2163 FAX04 (7159) 2163 Eメール it181325@yahoo.co.jp

《一般社団法人 千葉県手をつなぐ育成会》

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3F

TEL043 (246) 2181 FAX043 (242) 6494 Eメール info@chi-ikuseikai.com

《NPO 法人 千葉県精神障害者家族会連合会》

〒262-0005 千葉市花見川区こてはし台 2-7-4

TEL090 (3095) 7938 FAX043 (259) 8729 Eメール chibakenkaren@gmail.com

《千葉県健康福祉部障害者福祉推進課》

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

TEL043 (223) 2340 FAX043 (221) 3977